

論説

一九三〇年代の全国水平社と大阪府連

桐村 彰 郎

はじめに

- 一、大阪府連魁生大会の意義
- 二、解消論の破綻と高松差別裁判反対闘争 II 部落委員会活動
- 三、部落委員会活動の展開
- 四、日中戦争と「水融合体」
おわりに

はじめに

全国水平社（全水）が、一九二四年（大正一三）一二月に総本部を京都から大阪の地に移して以来、一九四二年（昭和一七）一月、言論出版集會結社等臨時取締法によって、法的に“消滅するまで、大阪は一貫して全水の総本部所在地でありつづけた。一九三〇年（昭和五）四月、全国的な組織改正の一環として、従来の大阪府水平社を改組した全水大阪府連合会（府連）は、その位置からいっても、総本部の活動を支え、それと緊密に連携して運動を展開し

ていった。もちろん、府連の活動は全水総本部のそれとは異なり、両者を同一視することはできないし、それは実態にもすぐわなないことである。府連の活動それ自体が分析の俎上にのせられなければならない。これまで、全水総本部の活動実態はその運動方針や協議内容を記載した資料、関係者の伝記類などの検討を通じて、ある程度明らかにされてきた。また、府連各支部の活動状態も、部落解放運動関係者の努力によって書物や資料の形で公にされいくつかの成果がもたらされた。しかし、全水大阪府連本部そのものの本格的・系統的分析はまだまだ必ずしも十分におこなわれたとはいえない段階にある。本稿は、全水総本部と府連各支部の運動を視野におさめつつ、主として、府連本部の活動を論ずるなかで、いくつかの問題を説明しようとするものである。なお、全水大阪府連の具体的、客観的記述については、大阪社会労働運動史編集委員会『大阪社会労働運動史』戦前篇・下 第二巻—(財)大阪社会運動協会発行、有斐閣発売、近刊)の拙稿を参照されたい。

一、大阪府連甦生大会の意義

一九三〇年(昭和五)七月六日、全水大阪府連大会が、甦生第一回大会と銘うって、西浜町の栄第一小学校講堂で開催された。一九二六年(大正一五)四月四日に大阪府水平社大会(第五回)が開かれてから、実に四年三カ月ぶりのことであった。この長期の大会中絶の原因はどこにあったのであろうか。

大会の可決した運動方針書(大綱)は、過去における府連の闘争(府水平社の時期が大部分であるが、その時期も含めて)について、つぎのように自己批判をおこなっている。

「わが大阪府連また、『敵は一般民にあり』の誤れる途をたどった傾きがある。更に最もいけない事は、組織が欠けていたことと、部落大衆の日常利害を代表して闘うことを等閑に付したことである」⁽¹⁾。

この立場は、明らかに全水の左派社会民主主義派（社民左派）のものであった。「敵は一般民」という觀念や、いわゆる「無組織の組織」という実態は、全水創立以来の自然発生的な急激な運動の高揚のなかで、その克服の必要性を絶えず叫ばれてきた欠陥であり、また、非政治性、非組織性に固執する全水の「純粹」アナ派に対する批判をも含んでいた。他方、「部落大衆の日常利害」を等閑視する傾向は、全水ボル派に妥当するものであった。ボル派の全水無産者同盟創立大会（一九二五年〔大正一四〕九月）の宣言は、部落内部における階級闘争の激成、部落解放運動の一般無産者階級闘争への「合一」を主張し、「現在に於ける水平運動の終結」をめざした。水平社運動は、「部落民の覚醒と其の無産階級の分子の階級結成に従って消滅すべきである」とし、全水無産者同盟の使命は、この過程を「積極的意識的」に「促進」することである、とされた。^②

その後、一九二八年（昭和三）の三・一五事件における全水ボル派の検挙、五月の第七回全国大会における全水ア派のボイコット宣言という組織分裂の危機をうけて、七月におこなわれた府県代表者会議は、「新運動方針書」^③を討議したが、この方針案は社民左派の手になるものであった（執筆責任者は阪本清一郎で、泉野利喜蔵の理論的ヘゲモニーのもとに作成されたと推測されている）。「方針書」は、一九二五年（大正一四）五月の第四回全国大会を画期とする全水内部の「激しい分解作用」に言及し、「潜行的左翼戦術」によって「本部乗取の術策」を用い、旧幹部と交代したボル派指導者のもとで、「部落内に於ける階級的経済闘争」がスローガンとしてのみ強調された結果、地方水平社の活動は停滞し、また、思想的、感情的対立をもたらし、水平社は機能停止寸前であると現状を把握した。そして、水平社運動は、部落大衆の生活権を擁護し、「支配弾圧・搾取階級の母体」に対して経済闘争を展開し、政治闘争にむかうことであると主張した。

府連大会の長期の中絶もまた、「無組織の組織」という統一性、規律性のなさ、部落大衆の日常利害の軽視や思想

的対立による運動の混迷に帰因するものであった。もちろん、府下各地の水平社の個々の活動はあった。新堂、西浜、木津、城北、船松（耳原）、豊中、向野などの各水平社の動きは、『水平新聞』からひろうことが可能である。しかし、運動の継続性、発展性という観点からみると、府連（あるいは府水平社）のレベルでの全体的、統一的動きとはいえなかった。しかも、アナ・ボル対立は、一九二五年（大正一四）三月、翌年四月の府水平社大会でも尖鋭化していたし、一九二七年（昭和二）七月二五日にはアナ派の大阪府水平社解放連盟が発足して、ボル派に対峙した。一九二九年（昭和四）一月の第八回全国大会で、全水の組織的危機を回避すべく、「水平運動現下の情勢に鑑み、全水の戦線統一のため、ここに我等の全水解放連盟を解体す」と声明を發して、アナ派は自ら解体にふみきり、その一部は、長野、埼玉、東京での農民自治会運動の経験をふまえて経済闘争・政治闘争への転換を果したが、大阪では、新堂水平社を拠点として、山岡喜一郎を中心に府連としての再組織化運動に依然として反対の動きを示した。さらに、大阪では、全水総本部から離れて独自の活動をつづける栗須七郎派があった。

このような状況のなかで全水府連更生大会は、三・一五事件以降、総本部を掌握した泉野利喜蔵常任理事（社民左派）らを中心にこなわれた。全水中央常任委員会は、四月二三日、「大阪府連合会組織確立の件」を議題とし、五月四日に府の拡大委員会を開くことを決定、さらに五月一七日には、府連確立まで総本部が応援態勢をくむことを決定した。第九回全国大会の大阪開催をひかえて、地元の体制を確立すべく、府連大会をおこなうことが必要であった。府連各支部の確立、再建へむけて、各地で演説会が催され、各支部の活動も活発となった。四回の大会準備委員会、一〇回余の演説会、座談会、懇談会を経て、前述のように府連更生大会が開かれたのである。代議員九八名、傍聴三五〇名。記録によれば「府下十有余支部」の参加とあるが、その名は記されていない。下三番、加島、向野、木津、耳原、西郡、南王子、城北、西浜の九支部は、各種資料からみて確実と思われる。これに、浜崎、梅田の各支部（あ

るいはその準備会か)が参加したのかもしれない。全水総本部の泉野利喜蔵が議長をつとめ、書記団の一員に草香一介総本部常任書記が加わった。島田久八、田中喜衛門、池田甚之助、明阪貞一、伍島駒一、北本宗次郎、和島為太郎、糖田稔、中野次夫などが大会をリードした。

運動方針は、封建的上層身分の華族が資本家・地主の階級に織りこまれ密接に結合している如く、被差別部落民も労農無産階級に織りこまれそれと結合すべき立場におかれているとし、学校・軍隊・警察・地方自治体などの差別に対する闘い、失業反対・地方改善費獲得の闘い、部落民を含む労働争議・小作争議・借家人の闘いなど、部落大衆の日常利害に関する闘いを組み、すべての日常闘争を政治闘争化し、封建的身分制度の廃止に向けての闘いを提起した。

そして、身分制廃止、華族打倒の闘いは資本家地主の政府に対する闘争に発展すると論じた。大会は、「差別の根拠たる社会制度に対する闘いと、日常生活する部落民大衆の利害問題への闘いとを最も果敢に遂行せんとするものである」と宣言した。大会の主要スローガンは、生活権奪還、言論・集会・結社・出版の自由、帝国主義戦争絶対反対、封建的身分制の廃止、部落民の団結と戦線統一などであった。⁽⁷⁾

部落大衆の日常利害に関する闘いⅡ生活権奪還の強調は、この大会を指導した全水総本部の泉野の、地元耳原での活動、堺市会議員としての経験(一九二九年〔昭和四〕一月)が背後にあったのかもしれない。全国的にも有力な耳原水平社の所在地である堺市では、部落改善事業に早くから着手し、一九二七年(昭和二)に家事講習所、二九年に託児所、トラホーム治療所などが創設されていた。⁽⁸⁾

それはともかく、この府連魁生大会の強調したのが、生活権奪還と差別的社會制度への闘いであったことは評価されてよいであろう。

一九三〇年(昭和五)一二月に天王寺公会堂でおこなわれた第九回全国大会も、生活苦と差別苦の二重苦に生活権

奪還と封建的身分制廃止の闘いを対置し、封建的遺制と一体化した資本家地主の権力に対し、全被圧迫民衆の一翼として対決することを宣言した。⁹⁾ これもまた、府連大会と同じ文脈にあるものといえよう。しかし、方針の妥当性と現実の闘争とは別個である。両者の間を架橋するのが指導性の役割であるとすれば、まだ運動の再建過程にある全水総本部、府連の指導性が弱体であることはおおうべくもなかった。このことを端的にあらわすのが、中谷検事差別事件と南王子村小学校放火事件であった。

中谷検事差別事件は、大阪地方裁判所検事局の中谷茂検事が、一九三〇年（昭和五）末に、借家問題に関して訊問中、差別言行をなしたという事件で、全水中央常任委員会が、第九回大会直後から毎回のよう¹⁰⁾に協議しており、一九三一年（昭和六）五月一六日の全水拡大中央委員会で協議の結果、総本部としても、府連および各支部と緊密な連絡をとりつつ、第二の「福岡連隊事件」のように全国的な闘争に発展させることを決定した。六月二六日中央常任委員会は検事局に赴き、実情調査をおこなった。すでに向野、城北、木津、柴町、西成などの各支部は、演説会やビラの配布に動きはじめていた。全水総本部は、五月五日の「大阪地裁検事の差別？」（ニュース第一号）につづき、七月七日、「大阪検事局事件を全国的に闘え！」（ニュース第二号）との檄をとばした。しかし、その後、中谷検事が奈良へ転任したこともあって、運動は中途半端におわってしまった。この事件は、のちの高松地裁差別事件のように論告や判決という形で公になりうるものでなく、取調室といういわば「密室」での差別言行であることが運動発展の制約となったのかもしれないが、指導の弱さは否めないであろう。

他方、南王子村小学校放火事件¹⁰⁾の発端は、一九三一年（昭和六）五月六日に、泉北郡上条村会の合併問題協議会でおこった差別発言である。この事件を南王子村全体に対する差別であると把えた南王子村の橋本仲治村長は、問題を融和行政の主体である府社会課にもちこんだ。府にとっては、その行政姿勢を問われる機会となったのである。しか

し、居あわせた社会課員が、またしても差別発言をし、府社会課自体の問題性が明らかになった。橋本村長は、全水府連南王子支部にこの件を報告し、ともに府庁を訪ねて、差別発言をした社会課員、社会課、そして府と表裏一体になって融和事業をおこなっている融和団体・大阪府公道会の責任を問うた。南王子支部は、府社会課に対して大衆的糾弾闘争をおこなうことを決定した。支部員だけでなく、在郷軍人会や青年団と共同して委員会を設置すること、委員会主催の村民大会を開くこと、府公道会の会長でもある府知事と会見すること、近隣である堺市の支部、府連、全水総本部と連帯することなどの方針が定められた。⁽¹¹⁾ 委員会の設置、村民大会などは、のちの部落委員会活動において定式化されるもので、大衆的糾弾闘争の形態をさらに深めたものとして、南王子支部の先駆性は注目されるべきである。

舞いこんだ差別葉書は村民の怒りを一層たかめ、六月二〇日の村民大会には一〇〇〇名が参加した。大会は、差別者の謝罪、上条村の村長と村会議員主催の謝罪講演会の開催、パンフレット一〇万部の印刷（差別者負担）、府社会課長の辞職、公道会泉北支部の責任ある応答などの要求を決議した。七月五日には上条村で謝罪講演会が開かれたが、その最中に南王子村小学校が放火のため炎上するという予期せぬ事件がおこったのである。

その後、放火犯人は、処分され、差別葉書を送りつけ、謝罪状を提出した元社会課員であることが判明した。何回となく開かれた実行委員会、三度にわたる大衆的示威によって一九三一年（昭和六）一月二日、差別者側から、謝罪葉書の配布、火災見舞金の支払、『水平新聞』の講読、解決要旨の泉北郡内への配布について覚書が提出され、事件は解決にむかった。

この事件について、『水平新聞』は「多くの学ぶべきものと、克服すべき欠陥を汲み取らねばならぬ」と述べた。⁽¹²⁾ 南王子支部のリーダーであった中野次夫は、当時は水平社運動初期の個人糾弾闘争の反省期にあり、明貞貞一らとともに、この闘争を府社会課や府公道会に向けようとしていたが、村民の怒りはその指導をのりこえて差別者個人に向

けられていった点で「失敗」であったと、厳しい評価をし、「実際本部では、糾弾闘争から生活権の確立へ、という形で考えていたんでしょうが、それを地域でどうすすめるかは、まだわからなかった時期」と回想している。支部だけでなく、府連や全水総本部レベルでも、打ち出した運動方針を具体的な運動の次元に適用し方針を豊かにしていくまでには至らなかったのである。

- (1) 『社会運動通信』二三四号、渡部徹・秋定嘉和編『部落問題・水平運動資料集成』—以下『集成』と略—補卷二、三一書房、一九七八年、所収、一〇三三ページ。
- (2) 拙稿「社会主義者の部落認識と水平運動—一九二〇年代を中心に」、部落解放研究所編『水平社運動史論』一九八六年、所収、参照。
- (3) 『集成』第二巻、一九七四年、二五〇二九ページ。
- (4) 秋定嘉和「水平社運動におけるアナ・ボル対立について」、前掲『水平社運動史論』所収、参照。
- (5) 『社会運動通信』二三三三号、『集成』補卷二、一〇三〇ページ。
- (6) 同前。
- (7) 『水平新聞』第六号、昭和五年八月五日発行、参照。
- (8) 『堺市史』続編 第二巻、三六五ページ参照。
- (9) 『集成』第二巻、五二〇〜五二一ページ参照。
- (10) 詳細は南王子水平社創立六十周年記念誌編集委員会編『吾等の叫び』、一九八三年、参照。
- (11) 『水平新聞』第一号、昭和六年六月二八日発行、参照。
- (12) 同前。第一三三号、昭和六年一月二五日発行。
- (13) 前掲『吾等の叫び』一八三ページ。

二、解消論の破綻と高松差別裁判反対闘争Ⅱ部落委員会活動

全水第一〇回全国大会は、一九三一年（昭和六）一二月に奈良において開かれた。この大会は、全水解消をめぐる激しい論戦で特徴づけられる。総本部案は、労農階級との共同闘争を従来以上に強調しつつ、部落大衆の差別と困窮を根底において具体的闘争をとおして、無産階級に反差別闘争の意義を積極的に提示し、差別と困窮の根拠に向けて闘いを向上させていくという、積極的な内容をもっていた。これに対して、朝田善之助、北原泰作、野崎清二らは、プロレタリア革命への被差別部落労働者の参加こそが、部落民を解放する根本条件であるから、全水は即時、その身分組織を階級的組織に解消すべきであるとした。この解消論に対しては泉野利喜蔵、阪本清一郎、朝倉重吉らが激しく反対し、ここに全水は解消派と非解消派の対立期に入った。この解消論が提起された根拠について、渡部徹は、三年テーズ草案の「革命近しの情勢判断と社会ファシズム論」に触発されたのではないかとし、解消派が革命の切迫を前に日本共産党拡大強化のため、社会民主主義者に主として指導される全水を革命の妨害物とみてその即時解消を提起したと論じている。¹⁾全水の財政状態の極度の悪化、一九三〇年（昭和五）秋からの大恐慌による活動家をも含む部落民の極貧化、全水の沈滞と対照的な融和運動の高揚などに加えて、全水内に新たな混乱がもちこまれた。解消派は、全水の社会民主主義派（泉野利喜蔵、米田富、阪本清一郎、栗須喜一郎、花山清など）を「排他的水平主義ダラ幹」、市民の「階級的裏切り行為」に協力するものと非難をあげ、全水解消闘争委員会組織準備会を設置して活動した。

当時の官憲資料は、一九三二年（昭和七）一月〜六月の状況をつぎのように述べている。²⁾

解消派に対して、「旧幹部派に属する泉野利喜蔵（大阪）等は、現状維持を主張し、中央委員会議長、松本治一郎（福岡）等の中立派は大勢に順応すべしと為し、此間に在りて、栗須七郎一派の旧大阪本部派は水平社本部の統制に

服するを快しとせず、解消問題の埒外に立ちて飽迄差別事件の徹底的糾弾を叫ぶ等、四派鼎立の状態に在り。

この本部の対立状態に影響せられて、府下の全国水平社一三、大阪府水平社本部派（栗須七郎一派）二十の各水平社は、或は解消を叫び、或は現状維持を主張し形勢混濁たるものあり。

第一〇回全国大会直後に、「福連事件」の刑期をおえて出獄し、解消論に反対した松本治一郎を「中立派」に位置づけるなどこの資料の問題点が多い。むしろ、「現状維持派」、「解消派」、「大阪府水平社本部派」に三分する方が妥当と思われるし、また、府連支部以外の水平社をすべて「大阪府水平社本部派」に加えることも適當とは思われない。この資料によれば、一九三二年（昭和七）六月末日現在の府下の水平社団体は以下のとおりである。

全水総本部、全水大阪府連、大阪府水平社本部、府連木津支部、府連西浜支部、府連柴町支部、府連浜崎町支部、府連向野支部、府連耳原支部、府連城北支部、府連下三番支部、府連西成支部、府連南王子支部、府連林支部、府連西大阪（加島）支部、北大阪水平社、西中島水平社、阪北水平社、西加島水平社、梅田水平社、今宮水平社、西郡水平社、荒本水平社、北摂水平社、地黄水平社、河内新堂水平社、岸部水平社、榎本水平社、豊中水平社、富田水平社、中城水平社、吹田水平社、蛇草水平社、両国水平社。

この時期、府連支部以外の水平社、たとえば、北大阪水平社、西中島水平社、梅田水平社、河内新堂水平社、富田水平社の幹部で、融和団体・府公道会のメンバーとなったり、融和青年講習会に参加した人々を、『融和時報』で確認することができる。

大阪における解消派のリーダーは、総本部の中央常任委員で在阪の北原泰作と、中央委員の赤根岩松（府連柴町支部長）である。一九二九年（昭和四）一二月に皮革労友会が結成されたが、赤根は組織の中心メンバーで、西浜、西成の皮革労働者のリーダーでもあった⁴。北原は、赤根と組んで草香一介中央常任書記をスパイであるとし、解任決定

劇を演出するが、府連執行委員会は、八月六日、中央委員会に再審議を要求するとともに、北原を批判し、赤根の除名処分を決定した。この事件の背後には全水解消をめぐる対立が存在していたのであるが、府連内の解消派は少数であり、赤根の指導する皮革労友会傘下の皮革労働者、栄町支部メンバーの一部に限定されていたように思われる。

解消派は、部落大衆独自の要求を軽視する一方、部落労働者、農民を共産党の影響下にある半非合法組織（全協、全農全会派など）に再組織することをめざしたが、その困難さはいうまでもなかった。しかも、中央では、一九三二年（昭和七）八月からはじまった「時局匡救議會」が、これまでの地方改善費のほかに新たに地方改善応急施設費の追加支出を決定して部落民の救済策をうちだし（総計一九七万円余）、九月の全国融和事業協議会は、部落経済更生運動要綱を決定し、中央融和事業協会は部落経済更生運動を展開しはじめた。ここに解消論は破綻しはじめたのである。一九三三年（昭和八）三月に福岡で開かれた全水第一一回大会は、部落委員会活動の方針を掲げた。その提起までの経緯についてはここでは省くことにする。⁶⁾ただ、一九三四年（昭和九）四月の第一二回全国大会報告書の「第一一回全国大会の成果」の項において、「果然、一九三三年の初め頃より福岡県その他の地方に於ては、地方改善応急施設費等の問題を中心に、『部落委員会活動』が捲き起され、部落内の諸施設獲得闘争が戦われ、全国水平社運動の新しい進路が展開されつつあった。

かかる実践の上に立って、一九三三年三月三日福岡市に於て挙行された第一一回全国大会は、従来の一切の偏向と誤謬を清算し、当面の情勢に適合した『闘争方針』を決定し、希望と確信に満ちた『部落委員会活動』の展開を指示した⁶⁾と記されていることに注意を促しておきたい。渡部徹も、この点に関して、「『部落委員会』活動は、組織的にはルーズな、部落ぐるみの大衆闘争戦術として井元麟之らの九州連合会で実践的必要に依じて取りあげられたのを、解消論の軌道修正に腐心していた朝田・北原ら解消論の中心人物が革命的農民委員会に模して、これに便乗し、革命

的部落委員会に仕立て直して『闘争方針書』に盛りこんだといえるのではなからうか」と述べているが、この推論は、前記の「第一一回全国大会の成果」の記述と符号するものである。

部落委員会活動は、部落独自の闘争を重視してきた泉野利喜蔵らにとっても歓迎すべきものであった。それは、彼らの方針に矛盾するどころか、一九二八年（昭和三）七月以来追求してきた彼らの路線にさらに肉付けを与えたのである。

しかし、全水大阪府連の活動は、これ以後も停滞しており、「連合会の活動は全く行われていない。……郡部の支部活動は不活発である」⁽⁸⁾状況がつづいていた。

一九三三年（昭和八）六月下旬に、高松地方裁判所の差別裁判事件の報告が全水総本部にもたらされ、全水は、差別裁判の取消し、犠牲者の即時釈放、関係司法官の免職を要求するとともに、糺弾闘争を、全額国庫負担による部落施設要求と結びつけ、部落委員会活動の形態で全国化することに決定した。三・一五事件で獄中であつた松田喜一が出獄して戦線に復帰したことは、全水総本部にとつても、府連にとつても、その指導性に大きな力を加えた。全水総本部の中央常任委員会が、「階級的、ファッショ的裁判絶対反対」⁽⁹⁾という闘争スローガンを掲げようとしたとき、松田が「差別裁判を取消せ」という適切なスローガンに代えさせたというエピソードは、有名である。

高松地裁差別裁判反対闘争は、分立と沈滞のなかにあつた水平社運動を活性化させた。大阪府連や大阪府水平社などは、この闘争を契機に統一的活動を展開した。以下、大阪での主な活動を年表的にあげておく。

七月一〇日、府連対策委員会。

七月一六日以降、府下各地で糺弾演説会。

七月一九日、差別事件糺弾闘争府連委員会。演説会を部落民大会へと導き、抗議文を決議すること、署名運動を展

開すること、支部ごとに闘争委員会を設置することなどを決定。

八月一〇日、「高松地方裁判所差別糾弾大阪地方委員会」結成。

八月二日、大阪地方部落代表者会議。

八月三日、前記会議の決定にもとづき、大阪控訴院に対し、差別裁判に関する要求と責任の追及。

八月二八日、「差別裁判糾弾闘争全国部落代表者会議」を天王寺で開催。

八月二九日、第一回全国委員会。

- 一〇月一〇日、請願隊、大阪着。天王寺公会堂で演説会。府下各所で演説会。大阪からの請願隊参加者は、北井正一（副団長）、池田甚之助、岡山政一（警察は請願隊の徒步行進を認めず、少数の汽車による上京となっていたため）。
- 一〇月一九日、請願隊、東京着。

この高松地裁差別裁判闘争を部落委員会活動の形態で闘うことを通じて、大阪府連は、つぎの成果を獲得した。第一に、分立していた府連と大阪府水平社、その他の水平社との連絡、統一がなり、共同戦線的な闘いが生まれ、無産政党、無産諸団体の支援態勢も強化されて、大衆運動としての凝集力を増した。第二、水平社に組織されない大衆、国防婦人会、在郷軍人会、青年団など、従来「反動的」とされていた団体、さらには府公道会に加盟していた人々の大量の参加がみられ、この闘争には府下部落数の七割が参加したといわれる。全水府連のこれらの人々への影響の機会も、したがって増大した。第三に、府連支部も、闘争前の一二支部前後から二三〜二四支部に増加した。

しかし、大阪府連は多くの県にとっても同様だと思われるが、この闘いを地方改善（応急施設）費に関する具体的闘争と結びつけていなかったと思われる。部落施設要求は、スローガンとしては掲げられていたが、抽象的な段階に止まっていた。大阪で本格的に運動として展開しはじめるのは、はやくとも一九三四年（昭和九）四月の全水第一

二回大会以降のことであるように思われる。⁽¹⁰⁾ しかもそれはなお部分的な闘争にとどまっていた。

- (1) 渡部徹「全国水平社解消論と部落委員会」、前掲『水平社運動史論』所収。
- (2) 『集成』補卷二、一一九五ページ。
- (3) 『思想研究資料』第二八輯、一九三二年。
- (4) 大串夏身「一九三〇年代の全国水平社と労働組合運動」、前掲『水平社運動史論』所収、二三九〜二四〇ページ。
- (5) 拙稿「水平社運動」、『部落史研究ハンドブック』、雄山閣、所収、近刊、のなかで、私の考えを述べておいた。
- (6) 部落解放研究所発行（復刻版）『融和事業年鑑（昭和九年版）』三八四ページ。
- (7) 渡部徹「全国水平社解消論と部落委員会」、前掲書、二二一〜二二二ページ。
- (8) 一九三三年（昭和八）五月二十五日の全水第一回中央委員会における北井正一（府連選出中央委員、明阪貞一の代理）報告、『集成』補卷二、一二九九ページ。
- (9) 北原泰作『賤民の後裔』、筑摩書房、一九七五年、二四六ページ参照。
- (10) 『社会運動通信』一六二三号所載の大阪府連の全水第二三回大会（一九三五年〔昭和一〇〕五月）にむけての「檄」は、「政治的無権利と植民地的生活」に対する闘争を部落の中から捲き起せ！ 昨年の大会で我々は決議した。即時それは実行に移された。全国のみならずに激発した猛烈な改善費獲得闘争は、大阪に於いても西郡支部の診療所設置要求闘争、城北支部の応急施設費要求・市営住宅設置要求など、その正しさをはっきりと示している」と記している（『集成』補卷二、一七一九ページ所収）。

三、部落委員会活動の展開

水平社運動の高揚は、また一方では潜在していた差別を「差別事件」として顕在化させた。運動の高まりは差別者の差別感情を刺激するとともに、差別に対する部落民の鋭い感覚を生み出したからであろう。

すでに、高松差別裁判糾弾闘争の過程において、大阪府連は中津署員の差別暴行事件を闘っていた。下三番支部を

中心に下三番部落民大会、糺弾演説会が大衆的に展開され、署長と暴行刑事の陳謝、関係三刑事の転勤、被害者への見舞金という形で勝利のうちに解決をかちとっていた(一九三三年〔昭和八〕八月〜九月)が、ついで、浦田組の差別暴行事件、東郷村村長差別事件がおこった。一九三四年(昭和九)二月に発生した浦田組差別暴行事件は、府連指導の下に部落委員会活動を展開し、糺弾闘争委員会を設置して、蛇草支部の部落民大会から中河内郡部落民大会へと運動を高め、ついに、差別撤廃リーフレット一万枚の配布と講演会の開催を約束させて解決した。同年一月におこった東郷村村長差別事件は、地黄支部から通知を受けた府連が、全水中央委員会の指導で糺弾にあたり、現地に糺弾闘争委員会を置き、演説会を村民大会に変更して糺弾決議をなすなど運動の大衆化をはかった。村長が府公道会の幹事であることから、公道会への責任追及もおこなわれた。追及に対し、前田宇治郎公道会専務理事(府社会事業主事)は、事態を「心痛している」が、村長の幹事罷免もできないし、村長の所属する府公道会豊能郡支部に警告を発する権限もなく、その行動に責任を負えない旨解答した。⁽¹⁾結局、五月に地黄署長の幹旋により、啓蒙機関を設けて差別撤廃講演会を開催し、パンフレット一万枚を配布することで、「一般的差別事件」としては解決したが、府公道会に対する糺弾闘争を地方改善費増額闘争と結合してさらに継続していくことになる。

全水第一二回大会は、一九三四年(昭和九)四月、「中興大会」として京都で開かれ、全水解消論の誤謬を明らかにするとともに、部落委員会活動を強化し、応急施設費廃止反対、地方改善費増額要求の闘いを全国的に展開することを宣言した。

つづいて、同年五月には府連大会が一一支部の出席のもとに開かれ、全水第一二回大会の方針にもとづき、職業、婚姻、居住上の平等権獲得など部落民の日常利益を擁護する闘争を通じて、差別と搾取の二重苦から脱却し、「真の人間権獲得」に至るべきことを明らかにした。反動融和運動粉碎、応急施設費廃止反対、地方改善費増額、差別迫害

の賠償として全額国庫負担による徹底的部落施設の獲得、封建的身分制の廃止による被圧部落民の解放などが、大会宣言にもりこまれた。しかし、府連大会方針は、なお抽象的であった。この後も方針の具体化は部分的なものにとどまり、次年度の府連大会で、その立遅れを指摘されることになる。松田喜一、北野実、北井正一、成川義男、石田秀一、山口賢次、野村行次郎、栗須喜一郎、竹村三吉などが大会で活躍した。なお、大会は、向野支部を、一年間を通じて支部のなかで最も戦闘的に運動を展開し、組織拡大の実をあげたと評価し、その支部長和島為太郎を名誉副議長に据えたが、これは記する必要がある。

全水大阪府連は、その大会後に、三つの大きな差別事件を連続的に闘った。三宅署差別事件、岸和田紡績差別事件、南海鉄道差別事件である。その具体的な内容はここでは省略する。⁽²⁾ただ、三宅署糾弾闘争では、糾弾闘争委員会が近村部落へのアピールを展開する一方、向野支部、長瀬(蛇草)支部が積極的な支援態勢をくんだこと、差別による文化的・経済的低水準が再び差別を生むという悪循環を指摘し、だからこそ、文化的・経済的生活水準を高める闘争、すなわち共同作業場、共同浴場、託児所、無料診療所、公営住宅、協同組合の設置など、種々の改良施設を全額国庫負担でおこなわせる闘争と結びつける必要を強調していること、三宅署長が加入している府公道会打倒を叫んでいること、そして、この闘いの過程で全水府連矢田支部が誕生したこと、を付け加えておく。また、岸和田紡績差別事件では、全水総本部と府連の協働で糺弾方針を確立したこと、糺弾闘争委員会を設置し、府公道会の会社への働きかけを圧倒して、全水主導で啓蒙機関を設置したこと、糺弾を差別撤廃、階級融和のモメントに転化する方針を提示したことが重要である。南海鉄道差別事件では、融和促進機関の設置が強調された。

これら三事件は、いずれも成功裡に闘われたが、権力機構の差別事件に対しては、部落改良施設要求を結びつけて政治闘争化をはかっていくこと、工場や会社所属員の差別事件に関しては、“一般的差別事件”として啓蒙機関を設

置させ、糺弾闘争を階級融和のモメントたらしめようとしていること、糺弾闘争における府連や全水総本部の指導が強化され組織化されていること、などが特徴的である。

一九三四年（昭和九）七月には、『部落委員活動に就いて』が発行された。高松差別裁判闘争以来の部落委員会活動が理論的に集大成されたといつてよく、井元麟之の「肉付けと成文化」によるものである。

一九三四年（昭和九）九月の室戸台風による部落の被災に關し、府連は一〇月一日被害対策地方委員会を設置し、部落委員会活動を展開して復興要求運動を起したが、一〇月下旬からは、さらに、全水総本部の指導の下で、新興キネマの「愛の天職」、日活の「女人曼陀羅」などの映画や小説などにおける差別問題にもとりくんでいった。文化的方面の糺弾は、大衆的影響力、事実描写と教育的効果との關係などを慎重に考慮して、全水は、総本部の指導を一層強化し、各映画会社との間に「連絡啓蒙委員会」を設置し、調査・研究・懇談によって相互に經驗をつみあげ、事件再発の防止に努めていった（一九三五年「昭和一〇」）五月全水第一三回大会報告—一九三四年度闘争報告書）。糺弾闘争の成熟度を示すものであった。こうした観点から、全水は、誤まった糺弾をおこなう者、事件を金にしようとする「事件師」を厳しく指弾した。特に大阪在住の人々が批判の対象となった。

一九三五年（昭和一〇）一月から、全水は佐藤中将糺弾闘争を本格化した。予備役陸軍中将、国家主義団体・明倫会の幹部である佐藤清勝が、前年一月、『万朝報』に「貴人と穢多」と題する差別文を発表した事件である。全水中央委員会は、被圧迫部落民の生活を擁護伸長し、階級的融和のモメントとし、部落大衆の解放条件とするようにこの糺弾闘争を位置づけた。大阪府連は、各部落で糺弾演説会を組織するとともに、「糺弾闘争方針書」を発表し、軍当局に対して恒久的融和政策の樹立—将校教育の徹底化、部落下級兵士の自由、差別的書類の破棄など—を要求する一方、この糺弾闘争を契機に部落の劣悪な経済的、文化的水準を高めるための組織化を青年に呼びかけた。

全水第一三回大会は、一九三五年（昭和一〇）五月に大阪で挙行され、佐藤中将糺弾闘争や部落改善費増額要求署名運動提唱に関する議案を可決した。同年七月に一五支部の参加でおこなわれた大阪府連大会は、佐藤中将糺弾を契機とする軍隊内の恒久的差別撤廃と、地方改善費増額・応急施設費廃止反対の二大要求闘争にとりくむことを宣言した。大会議案書はきびしい自己批判に彩られ、不活発となった運動を活性化するために、各支部をブロックとする地区協議会の組織化、闘争の連続化、各地域に密着した部落内居住活動などが提起され、可決された。託児所・共同作業場・無料診療所などの設置、地区整理、道路の新設や改良、上下水道・衛生施設の完備、部落金融機関の設置、生業資金の獲得、児童の奨学金増額などの要求が部落内に充滿していることが指摘され、城北の市営住宅要求、南方の託児所要求の高まりが例示された。運動継続中である矢田支部のトラホーム診療所村営要求闘争、西郡支部の村営診療所設置闘争と設置後の改善闘争が大会で報告された。

一九三五年（昭和一〇）一二月におこった今宮署員の差別暴行事件に対する糺弾闘争は成功とはいえなかった。警察側は暴行署員の懲戒、警察の公式謝罪、見舞金の提出、署員を対象とした講演会の開催という条件を受けいれ、府連や西成支部の大衆的運動展開の機先を制してしまつたのである。

一九三六年（昭和一一）年に入つてからは、前年末に全国中継された講談「中江兆民」差別放送事件が大きくとりあげられ、全水総本部、府連、栄町連合会を中心に糺弾要綱にもとづく糺弾がおこなわれた。交渉は長びいたが、翌年一月に至つて、日本放送協会の陳謝、相互連絡の緊密化、放送従事者の認識を高めること、出演者の選択に留意すること、差別体験者による融和放送の実施などで合意し解決をみた。

一九三六年（昭和一一）の二・二六事件に対して、全水は『水平新聞』で「歴史の逆行者たるファッションの論を展開した。事件直前に、勤労大衆の生活擁護、差別撤廃、反ファッションを掲げて衆議院議員に当選した全水委員

長、松本治一郎は、無産政党の統一に努力するとともに、水平社運動に対する政府の態度を追及し、地方改善費年額一〇〇〇万円を要求、華族制度の改廃について質問するなどの活躍をつづけた。

全水大阪府連は二月二五日の常任委員会で、府連大会の開催、地区協議会の確立、青年運動の確立、反ファッショ戦線統一問題などの件について協議した。府連大会は四月に予定されたが、結局実現せず、以後一度も開かれることはなかった。その原因が、各支部、府連の運動の不活発さにあるのかどうかは必ずしも明らかではないが、少なくとも府連大会を開催できる程の力量がなくなってきたことは事実である。一月に入ってから北大阪地区協議会が結成された。梅田、浜崎、下三番、城北、日之出、飛鳥、豊中、南方、加島の九支部から成る。託児所設置、不良住宅の改築、地区の整理、経済機構の確立、日用品共同購入資金の国からの借入、浴場改良などを決議した。これに先立ち、六月には城北支部青年部が結成されたが、その活動は一時的なものにとどまったようである。『水平新聞』は、むしろ向野支部が、部落改善に向けて青年を動員し、小刷子『部落青年の声』を発行した点に注目している。⁽⁴⁾

一九三七年（昭和一二）三月に東京で開かれた全水第一四回大会は、綱領を「我等は集団的闘争を以て政治的、経済的、文化的全領域に於ける権利を擁護伸張し、被圧部落大衆の絶対的解放を期す」と改め、政府の反動的一〇ヵ年計画反対、全額国庫負担による徹底的部落施設獲得、大衆課税反対、政治的自由の擁護伸張、社会政策的立法の要求、反ファッショ戦線の統一、封建的身分制廃止による被圧部落大衆の解放などを闘争目標とする大会宣言を採択した。大阪府連は、この大会で、出征兵士の家族に対する国家補償を要求する件を提案した。

しかし、時勢に抗する全水の姿勢は、一九三七年（昭和一二）三月、総本部書記長・井元麟之、常任書記・酒井基夫の治安維持法違反による検挙でゆらぐことになる。六月〜七月に協議を重ねた全水幹部中、全水内極左分子排除、全水の社大党支持反対を最も強硬に主張したのは、これまで一貫して「極左」も含めた全水の共同戦線を志向し、三

・一五事件以来、筆頭常任理事として運動を指導してきた左派社会民主主義者の泉野利喜蔵であった。泉野は、「百の議論より一つの実行」、「百の左翼イデオロギーよりも一つのパン」こそが目下の急務であると主張し、検査が全水運動に及ぼす影響を指摘して、遠い戦略目標云々よりも部落民の生活擁護こそが現実の課題である、としたのであった。⁽⁵⁾ 全水運動の将来は、「極左分子」の排除、「コミンテルンの指導による(?) 人民戦線」の拒否によって保全されるというこの論理は、しかし、運動の枠組を今後においても決定するものが全水ではなく、権力であることをうけいれていた。この論理は、時局との抗争が極度に困難になったことを前提に、これまでの「議論」と「実行」、「イデオロギー」と「パン」を切り離し、さらに進んで、「実行」や「パン」のために新たな「議論」や「イデオロギー」に乗りかえる―乗りかえることを強制される―という、転換後の全水運動の論理を先取りするものであった。部落の経済的・文化的生活状況を打開することが、途方もなく大きく重い課題であり、それ故に、この点における積極的活動が可能だと思われたことが、この論理を提示させたのであった。

(1) 『社会運動通信』五月一五号、『集成』補卷二、一五八一ページ。

(2) さしあたり、「はじめに」でふれた『大阪社会労働運動史』第二卷の拙稿、『集成』補卷二、一五八四ページ以下、『同』第三卷、二四四ページ、および、『水平新聞(復刻版)』所載の「三宅署糾弾闘争ニュース」、「南海鉄道糾弾闘争ニュース」、「岸和田紡績株式会社差別事件解決報告書」などを参照。

(3) 『水平新聞』第一七号、昭和十一年三月五日発行、参照。

(4) 『水平新聞』第二号、昭和十一年二月五日発行、参照。

(5) 『特高外事月報』昭和十二年七月分、一七九―一八〇ページ参照。

四、日中戦争と「水融合体」

一九三七年（昭和一二）七月七日に始まった日中戦争は、全水の動搖に決定的パンチを加えた。九月に全水拡大中央委員会は「非常時に於ける全国水平社運動」を発表し、日中戦争の開始は「東洋平和と日支両民族の共存共栄上」「遺憾」であるが、「事茲に至った以上は……『挙国一致』に積極的に参加しなければならぬ」とし、そのために、差別を「徹底的に芟除して真の『挙国一致』を可能ならしめねばならぬ」と訴えた。¹⁾一二月には第一次人民戦線事件がおこり、左翼社会民主主義（労農派マルクス主義）の日本無産党、日本労働組合全国評議会（全評）も結社禁止となり、反ファッショ統一戦線の拠点は崩壊した。

全水の「挙国一致」方針は、時流にのった「部落問題解決」への志向を生みだした。一九三七年（昭和一二）末から翌年はじめにかけての、府連委員長松田喜一と執行委員高畑久五郎の動きもそうである。松田は、全水運動の沈滞を打開するため右翼団体との提携策をとり、大日本青年党に加盟するとともに、高畑以下の松田派二〇〇〜三〇〇名を同党に加盟させた。また、西成皮革工組員（四〇〇〜五〇〇名）を大日本産業労働団に入団させ、皮革工分団を結成させた。一九三八年（昭和一三）三月には、府連の懇談会で、大日本青年党への「合流」問題を提起している。

一九三八年（昭和一三）六月の全水中央委員会は、綱領・運動方針大綱などを決定したが、松田は北原泰作と協議してこれにイニシアティブをとった。改正綱領は、「吾等は国体の本義に徹し国家の興隆に貢献し、国民融和の完成を期す」とし、運動方針は、①国家総動員への積極的参加、②民族発展策への協力、③革新政策絶対支持、④生活振興運動の展開、⑤協同組合運動の徹底、⑥中堅青年の養成訓練、⑦融和事業施設の拡充および事変対策の確立、⑧差別撤廃、融和完成、⑨融和団体の改革、⑩各種団体との提携、を内容とした。これらは一月の全水第一五回大会で

承認された。

松田は、一九三八年（昭和一三）七月、皮革統制政策に対応して、浪速区栄町に靴修繕業者の経済更生会を設立してその会長となる。すでに、北野実は、奈良嘉一、今池樽吉らとともに、前年秋に旭区生江町や北区道本町に経済更生会を設立していた。一〇月には、二三市区町村の経済更生会が連合して大阪府協同経済更生連合会が誕生した。府下地区民の社会的・経済的地位の改善を目的とし、協同精神の涵養、経済更生に関する調査・研究・連絡統制、地区産業の開発・指導、環境整備の指導・奨励、保健衛生設備の充実・促進などの事業をおこなうものであった。会長、副会長には府、市の幹部が就任し、理事には、松田、奈良、泉野三男ら全水関係者と府公道会の融和運動家で構成された。また、皮革、毛皮、ブラシ、履物、副業、職業補導などの専門部が設けられ、栗須喜一郎、野村行次郎、北野実らが融和運動家とともに名を列ねた。連合会の事務所は府公道会内におかれ、一九三九年（昭和一四）一月からは、『融和時報』の「大阪公道会版」に「大阪府協同経済更生連合会報」が掲載されるようになった。

一九三九年（昭和一四）後半からは、全水内に「右からの解消論」が出現した。北原泰作、朝田善之助、野崎清二ら、かつての「左からの全水解消派」がそのメンバーで、松田喜一もこれに加わった。「反軍演説」の斎藤隆夫（民政党）除名に反対して社会大衆党（社大党）を離党した安部磯雄、片山哲らと松本治一郎は行動とともにし、全水の実質的支持のもとで勤労大衆党を結成しようとしたことが、解消派「部落厚生皇民派」の全水からの分出の契機となった。一九四〇年（昭和一五）四月には、大阪で部落厚生皇民運動全国協議会準備会が開かれた。松田は、浪速区経済更生会（当時約五五〇名）に皇民運動の趣旨を説き、八月の評議員会では皇民運動支持を決議させ、大阪における皇民運動の拠点たらしめようとした。

全水派は、下部組織への皇民運動派の影響はほとんどないとして当分黙視することにし、組織強化のため各地で演

説会を開く程度であったが、八月に入つて、ついに北原、野崎、朝田、松田の除名をはじめとする皇民運動派の処分
にふみきつた。

全水派と皇民運動派の相違は何だったのか。全水派は社会民主主義派の系譜をひき、皇民運動派はボル派に属した
メンバーが中心であった。この点で、皇民運動派が全水派を「階級主義的、自由主義的精神」を抱持する「自由主義
的、社会民主主義的分子」の偽装転向であると批判し、⁽²⁾全水派が皇民運動派を「形の変つた共產主義」⁽³⁾との見解を提
示し、体制への順応度を競い合つたのは、両派の根強い不信感を表白したものといえないこともない。当時、全水運
動の第一線を引退したとする北野実は、両派ともに、日本の国体を冒瀆する反国家的事実として部落問題を把握する
点では同一であるが、全水派は部落意識にもとづく運動、皇民運動派は国家意識による運動とする点で根本的に相違
する、と述べている。⁽⁴⁾皇民運動派は、かつての全水解消論の「階級意識」を「国家意識」におきかえて、部落問題の
解決を国家主義的観点から把え返した。野崎清二は、「従来の如く自ら被差別的地位にあることを認め、その地位の
上に立つて運動を展開するのは根本的に誤っている。たとえば生活改善は庶民階級全般の問題であつて、要改善部落
なるが故に特にその必要があるわけではない。故に従来の如き地区改善運動は排斥する」⁽⁵⁾と述べた。また、朝田善之
助は、差別糾弾闘争にのみ力を傾け「部落内に存在する差別の対象たる反社会性を忘却していた事が、之迄の運動が
失敗した重大原因」とし、部落が「何等報国至誠の念なきは非国民たるの譏りを免れないから、その根本的イデオロ
ギーを改正し、国家に報ずると共に、部落改善に資したいと思う」⁽⁶⁾と語つた。

さて、全水派は、一九四〇年（昭和一五）八月、東京で第一六回大会を開き、大和報国運動を展開することを決し、
十一月に発足大会を挙行した。他方、皇民運動派は、全水第一六回大会に対抗して、同日に大阪で、部落厚生皇民運
動第一回全国会議を開いたが、準備過程で、ことごとく全水側の妨害をうけた。大阪市、布施市など一〇カ所を予定

した宣伝演説会は三回に止まり、経済更生会の名で催した懇談会も反応少なく流会となり、全国会議会場の変更も余儀なくされた。全国会議への出席者も少なかった。参加した大阪関係者は、松田ほか一七名であった。

皇民運動派は、国体精神にもとづく赤子一体化（国民融和）の実現、自由主義的・階級主義的精神の克服を期したから、国民間の分裂・対立をあるべからざることとした。しかし、皇民運動の存在自体が、全水や融和団体との対立を示しているという矛盾から、一二月には京都岡崎公会堂で解散大会をおこなうことになる。

他方、大和報国運動は中央融和事業協会（中融協）が参加しなかったため、全水の目論見—中融協と合同して主導権を握り大政翼賛会の一局を占める—は実現せず、また、その興亜運動化に反対して全水が離脱したので、全水の主導してきた大和報国運動は—一九四一年（昭和一六）八月、大和報国会と改称—活動が不活発となっていた。

一九四一年（昭和一六）十一月に開かれた同和奉公会—六月に中融協を改組—の第一回中央協議会には、全水派、旧皇民運動派がともに参加し、融和運動家に交って、積極的な発言をおこなっている。彼らは活動の場を融和団体のなかにも求めていたのである。「水融合体」の実現された姿であった。

一九四一年（昭和一六）二月八日、日本はハワイの真珠湾攻撃をおこない、ここに太平洋戦争がはじまった。国内治安を名とする言論出版集会結社等臨時取締法の公布・施行により、当局は全水の存立を不許可とし、自発的解消をおこなうよう通達した。全水は、一九四二年（昭和一七）一月二〇日、結社存続の許可願を提出せず、解散という形式をとることもなく、法的に消滅することとした。せめてもの抵抗であった。その後も、当局は、全水が解散届を提出し、解散声明を発表することを強要しつづけたのであった。府連も各支部に全水解消を周知させるよう迫られた。他方、大和報国会は、四月三日、大日本興和同盟へ発展的解消することとして、解散式をおこなった。同和奉公会のみは、部落対策を悪化する戦局に対応させつつ、敗戦後の一九四六年（昭和二一）三月まで存続したのである。

- (1) 『思想月報』五〇号、昭和十三年八月、『集成』補卷二、二〇三二ページ。
- (2) 「第一回全国会議経過報告」、『特高月報』昭和十五年八月分、一四三二ページ。
- (3) 「所謂部落厚生皇民運動並びに之を繞る全国水平社の動静に関する調査」、『思想月報』七四号、昭和十五年八月、『集成』第三卷、六九三ページ。井元麟之の言。
- (4) 同前、六九四ページ。
- (5) 『特高月報』昭和十四年一〇月分、四〇〇ページ。
- (6) 同前、三九二ページ。

おわりに

以上、一九三〇年代を中心に、全水府連の足取りをたどってきた。ここでもう一度府連活動の問題点を整理しておこう。

一九三〇年（昭和五）七月の全水大阪府連大会は、長期にわたる府下水平社運動の停滞を打破し、運動の非組織性、部落大衆の日常利害の軽視という問題を克服することを目指して挙行された。府連大会挙行の直接的契機は、同年一月に大阪で予定される全水第九回全国大会を控えて、その大会の地元にもなり、また全水総本部所在地でもある大阪の組織を確立しておかなければならない、とする意図があったのであろうが、府連大会が、部落民の生活権奪還を具体的問題として提起したことは積極的意義をもっていたといえよう。しかし、指導性の弱さと相俟ち、その具体化・豊富化は、なお日時を要するものであった。

しかも、一九三一年（昭和六）一二月の全水第一〇回大会に提出された解消論は、府連内にも少数ながら同調者を生みだし、府連の活動停滞に加えて一定の混乱をもたらした。解消派と非解消派の鋭い対立は、府下各水平社の府連

への結集力を弱めたであろうし、また、全水から離脱した大阪府水平社本部（栗須七郎派）による独自活動を強める方向に働いたと思われる。こうして、府連活動は以後も沈滞しつづけたのである。

府連にとっても決定的意義をもったのは、やはり高松地裁差別裁判反対闘争であった。部落委員会活動をもって闘われたこの闘争が、府連にも大きな成果をもたらしたことは、すでに言及したとおりである。

この闘争形態は、以後、数々の糺弾闘争に生かされ、運動を成功させ、その内容を豊かにし、また糺弾方式それ自体を成熟させた。この闘争形態での地方改善（応急施設）費獲得闘争も本格化した。室戸台風被災復興要求運動、西郡支部の診療所設置・改善闘争、矢田支部のトラホーム診療所村営要求闘争、城北支部の昭和九年度応急施設工事の賃金支払要求闘争などが、一九三四年（昭和九）一〇月頃から翌年にかけて組織化された。しかし、一九三五年（昭和一〇）七月の府連大会に提出された大会議案書は、この「部落内居住活動」について、「特記する程の問題はない」と記した¹⁾。矢田支部におけるトラホーム診療所村営要求と、西郡支部における無料診療所村営促進のわずか二闘争のみをこの時点で闘われているものと述べ、その他、城北における共同作業場復活要求、市営住宅設置要求、南方支部の託児所設置要求などを将来の闘争課題としているに止まる。そして、部落内に充満しているさまざまな要求を組織化する必要性を強調しているところをみれば、運動は決して十分な進展をみせたとはいえないであろう。

しかも、この府連大会議案書は、すでに支部活動の不活発さを問題にしていた。一九三六年（昭和一一）にはいれば、二月の常任委員会で決定された府連大会も開くことができなくなるのである。三月に開かれた阪南書記局会議—そこでは、差別糺弾闘争を生活上闘争へ展開するとして、医療・産院・鍼灸の要求、救急箱の配給、家庭自助会の設置、米をはじめとする日用必需品の共同購入などの自主的事業について協議・決定した—、また、すでにふれた一月結成の北大阪地区協議会における議事には、部落改善の課題の深さ・重さが示されているように思われる。山積

する課題と、その解決の中心となるべき支部の活動の衰退、そこでは、生活闘争の多様さと活発さを基礎に政治闘争へ上向するというコース、すなわち、生活闘争から体制への攻撃的闘争を展望しようというよりも、生活防衛闘争の枠内に閉じこめられるという側面がでてきたかにみえる。

しかも、時勢への抵抗はますます困難さを増しており、ここに、はるか彼方の理念―体制変革という戦略的課題―よりも、部落の生活問題の打開が現実的課題であるとの認識を生み出すのである。日中戦争の開始は、全水の決定的転回点となった。方針の転換に抵抗感がなかったはずはなからう。しかし、それ以上に、部落の生活再建のための具体的実践が緊要だとされたのである。⁽²⁾ 課題は山積していた。事実、地方改善費は戦局の悪化にもかわかわらず予算として組み立てていたし、多くの政治結社・思想結社が解散を強制されるか、大政翼賛会傘下に統合・吸収されていくにもかかわらず、融和団体・同和奉公会は存続し、部落解放運動にかかわる人々に活動の余地を与えたのである。

(1) 『社会運動通信』一七〇九号、『集成』補巻二、一八二七ページ。

(2) 秋定嘉和は、改善費闘争と転向との関係について、生活改善の課題が広く重かったために、「現実の弾圧とファッシズム化の進行のなかで『政治闘争』（革命）としておかれた目標は、漸次変化し、反ファッシズム的な内容に、あるいはブルジョア改良主義的な、最後には天皇主義的ファッシズム的命題に変化しながら、『生活擁護』（改善）の命題と接合が可能ではなかったか」と論じ、生活擁護闘争の自己目的化が「水融合体」をもたらしたのだ、と述べている（秋定「日中戦争前後における全国水平社と融和事業」、『池坊短期大学紀要』第一三号、昭和五八年三月）。